

POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)について

POPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)

= 毒性があり、分解しにくく、生物中に蓄積され、長距離を移動するという性質を持つ。
したがって、1国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、**国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等**を行う。(2001年5月採択、2004年5月発効。我が国は2002年8月に締結)

対象物質(12物質)

農薬・殺虫剤

アルドリン、ディルドリン、エンドリン、
クロルデン、ヘプタクロル、DDT、
マイレックス、トキサフェン、

意図せず生成される副産物等

ヘキサクロロベンゼン、

ダイオキシン、
ジベンゾフラン

工業化学品

PCB

条約上の締約国の義務

国内実施計画の策定

・POPs条約に規定された義務を履行するための措置を網羅した計画を国として策定。

POPsの廃絶・削減等の措置

- ・意図的な製造、使用の禁止または制限
- ・非意図的生成物質の排出の削減
- ・POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ・調査研究、モニタリング、情報提供、教育、国際協力等